

大川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月11日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

- 1 . 開 会 の 宣 告
- 1 . 会 期 の 決 定
- 1 . 諸 般 の 報 告
- 1 . 議 案 の 上 程

報告第2号 専決処分の報告について（市道陥没による相手方車両の損害賠償）

報告第3号 専決処分の報告について（市道陥没による負傷事故の損害賠償）

報告第4号 平成23年度大川市土地開発公社決算等の報告について

報告第5号 平成23年度財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成24年度財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について

報告第6号 平成23年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第7号 平成23年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

議案第18号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）

議案第19号 専決処分の承認について（大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例）

議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 平成24年度大川市一般会計補正予算

議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第24号 市道路線の廃止について

議案第25号 市道路線の認定について

議案第26号 「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第2号～第7号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第18号、第19号、諮問第2号)

午前9時30分 開会

議長(中村博満君)

皆さんおはようございます。

今月の6日、三笠宮家の寛仁親王殿下が逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

いよいよ梅雨の時期になりました。梅雨前線の活動も本格化してくるものと思われま。災害被害の少ない年でありますことを願ってやみません。

各位の御参集、感謝申し上げます。出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の付議事件は、市長から報告第2号 専決処分の報告について(市道陥没による相手方車両の損害賠償)など15件、本市市議会議員池末秀夫君外3名から議案第26号 「非

核三原則」の法制化を求める意見書の提出について1件の合計16件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月22日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月22日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

初めに、去る5月23日、東京都日比谷公会堂において開催されました第88回全国市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、その概要を報告申し上げます。

本総会に提出されました議案は、会長提出議案4件と各部会から提出されました議案27件でございました。その主なものは、昨年3月に発生した東日本大震災から1年3カ月が過ぎようとしておりますが、被災自治体においては復旧・復興に向けて懸命の努力がなされているものの、被災者の生活再建や放射性物質による汚染など困難な課題が山積みをしております。

国において、これまで種々の施策を実施してきたが、さらなる万全の措置を講じていただくための「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を初め、九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図るため、新幹線、高規格幹線道路及び地域高規格道路の建設促進など「九州における高速交通網の整備充実」、また、近年の異常気象によって、いつどこで起こるかわからない大規模災害に即応できる防災対策等の要望などであります。

議長会といたしましては、いずれも地方自治体にとりまして重要な案件ばかりでありますことから、満場一致をもってこれを採択し、関係機関に対し強力な実行行動を展開することに決定したところでございます。

以上で私の報告を終わります。

次に、例月出納検査結果並びに定期監査について監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、この内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案15件の送付がなされ、さらに本市市議会議員池末秀夫君外3名から議案1件の提出がなされております。これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、報告第2号 専決処分の報告について（市道陥没による相手方車両の損害賠償）から諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてまで案件16件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

まず、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。麦秋も過ぎまして、本格的な夏の装いとなってまいりました。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成24年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案をいたしております議案は15件であります。その内訳は、報告6件、条例議案4件、予算議案1件、その他4件であります。

まず、報告第2号及び報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

次に、報告第4号 平成23年度大川市土地開発公社決算等の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、大川市土地開発公社の経営状況に関し報告いたすものであります。

平成23年度大川市土地開発公社のあっせん等事業といたしましては、花宗川河川改修事業における用地取得事務を福岡県から引き続き委託を受けて用地交渉を行い、一定の成果を得たところであります。

また、経営内容につきましては、貸借対照表、損益計算書及び財産目録のとおりであります。

なお、同社は平成24年3月30日に県知事の公社解散認可を得て解散したところであり、現在、清算手続中であります。

次に、報告第5号 平成23年度財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成24年度財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告いたすものでありまして、同財団の経営状況を示す書類として、平成23年度収支決算及び事業報告並びに平成24年度収支予算及び事業計画等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第6号 平成23年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、大川市公共サイン計画策定業務委託、まちづくり推進事業、全国瞬時警報システム設置事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成24年度へ繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告いたすものであります。

次に、報告第7号 平成23年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、公共下水道事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成24年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告いたすものであります。

次に、議案第18号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、大川市税条例及び大川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正の内容といたしましては、土地に係る固定資産税について住宅用地に係る据置特例を廃止し、平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整並びに税負担軽減措置等の整理合理化を行ったものであります。

次に、議案第19号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部を改正する要綱が平成24年3月12日から施行されたことに伴い、大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例についても所要の改正を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日に施行されることに伴い、大川市印鑑条例、大川市手数料条例及び大川市敬老祝金条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が平成24年7月1日に施行されることに伴い、大川市火災予防条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第22号 平成24年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

民生費につきましては、児童手当支給システム改修委託料2,982千円、児童虐待防止対策に要する経費418千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、国の農業政策の一環であり、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランの作成に伴うシステム導入業務委託料1,785千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金18,014千円、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金9,249千円を計上いたしております。

商工費につきましては、東日本大震災に伴う産業界を中心とする取り組みに対する大川復興支援協議会への負担金2,000千円、地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券発行事業補助金10,000千円を計上いたしております。

消防費につきましては、特殊水槽付消防ポンプ自動車購入費43,000千円を計上いたしております。

教育費につきましては、町内公民館建替工事に伴う施設整備事業費補助金16,500千円、市民体育館体育室床等の改修に要する経費105,000千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は208,948千円となっておりますが、これが財源といたしましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当した次第であります。

地方債の補正につきましては、消防施設整備事業に係る限度額の変更をお願いいたします。

次に、議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を定めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号 市道路線の廃止及び議案第25号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として、吉川優美代君を再度推薦しようとするものであります。

同君は、人格識見ともすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

次に、議案第26号について提案理由の説明を求めます。4番池末秀夫君。

4番（池末秀夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、池末秀夫です。

議案第26号 「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出について御説明させていただきます。

広島、長崎の原爆被爆から67年がたちます。再び被爆者をつくるなという原爆被爆者の悲痛な願いを初めとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策、世界じゅうの国々、国民を動かして幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。この大川にも被爆に遭われた方がいらっしゃいます。その方々からも3月に私のほうに、この意見書のほうのお願いに來られました。また、長崎へは私も小学校のころ行っておりましたけれども、今回初めて広島の前爆被災地であります原爆ドーム等を見てまいりました。本当に悲痛な思いでございました。また、核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が

核兵器のない世界を追求していくことを明言しました。今こそ日本は、核兵器による唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向け主導的役割を果たすべきです。そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げているだけではなく、その法制化を早期に図ることによって国際的な世論のリーダーとして明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれまして被爆国日本として諸国からかけられている期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」の法制化を早急に実現されることを、ここ大川市議会からも声を上げていきたく、私の意見書の提出といたします。

解釈の仕方等、また外交問題等、難しい部分はあると思いますが、被爆者の悲痛な思いを思いまして、私はこれを意見書として上げさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第2号 専決処分の報告について（市道陥没による相手方車両の損害賠償）、報告第3号 専決処分の報告について（市道陥没による負傷事故の損害賠償）、報告第4号 平成23年度大川市土地開発公社決算等の報告について、報告第5号 平成23年度財団法人筑後川昇開橋観光財団決算並びに平成24年度財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画等の報告について、報告第6号 平成23年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第7号 平成23年度大川市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、議案第18号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）、議案第19号 専決処分の承認について（大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例）、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて、以上9件については委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず報告第2号から報告第7号までの6件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第2号から報告第7号については、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第18号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第18号 専決処分の承認について（大川市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第19号 専決処分の承認について（大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第19号 専決処分の承認について（大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。あす6月12日と13日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る14日の午前9時から開くことになっておりますので、念のために申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時57分 散会